

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³⁵〕源泉所得税関係 従業員レクリエーション旅行や 研修旅行の費用について

Q 従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合、使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかを教えてください。

A

1. 従業員レクリエーション旅行について

従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追及の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれの要件も満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

- (1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。
海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。
- (2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50%以上が参加することが必要です。

(注1) 上記のいずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

(注2) 次のようなものについては、ここにいう従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- (1) 役員だけで行う旅行
- (2) 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
- (3) 実質的に私的旅行と認められる旅行
- (4) 金銭との選択が可能な旅行

(参考)

具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

(注) 実際に従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合に、使用者が負担した費用が参加した人

の給与として課税されるかどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判定することとなります。

【事例1】

- イ 旅行期間 3泊4日
 - ロ 費用及び負担状況 旅行費用15万円(内使用者負担7万円)
 - ハ 参加割合 100%
-旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

【事例2】

- イ 旅行期間 4泊5日
 - ロ 費用及び負担状況 旅行費用25万円(内使用者負担10万円)
 - ハ 参加割合 100%
-旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

【事例3】

- イ 旅行期間 5泊6日
 - ロ 費用及び負担状況 旅行費用30万円(内使用者負担15万円)
 - ハ 参加割合 50%
-旅行期間が5泊6日以上のものについては、その旅行は、社会通念上一般に行われている旅行とは認められないことから課税

2. 研修旅行について

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。

しかし、直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されます。

また、研修旅行の費用に会社の業務を行うために直接必要な部分と直接必要でない部分がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。

例えば、次のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとはなりません。

- (1) 同業者団体の主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行
- (2) 旅行のあっせん業者などが主催する団体旅行
- (3) 観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

(所基通36-30、36-50、37-17~19、昭63・5直法6-9外)

(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)